

# 連記式明細書の廃止・県外公費受給者の現物給付化に関する情報共有

## 1. 県外に居住する地単公費受給者が県内医療機関を受診した際の現物給付化について

- 令和8年度開始予定
- 現状、県外に居住する地単公費受給者が受診した場合、県内医療機関窓口では通常の自己負担分を地単公費受給者に請求し、受給者が後日市町村窓口等で還付請求→受給している地単公費に応じて現物給付が可能となる。

## 2. 福祉医療費の請求における連記明細書の廃止について

- 上記1に合わせ、連記式明細書による請求を廃止し、併用レセプト請求に移行（R7.5月末現在支払基金と調整中、群馬県国保連は了承済）  
※請求方法を表にまとめたものが裏面にありますので参考までに御確認ください
- 連記式対象の「特定国保」、「三併請求」も併用レセプトへ
- 連記式廃止後の返戻再請求等は全て併用レセプトで行う予定（調整中）。月遅れ請求も連記レセプトではなく併用レセプトで行う予定。

## 3. 医療機関様に御対応いただきたいこと

- レセコンベンダーに対し「令和8年度以降（見込）は本資料1, 2の扱いになる旨」をお伝えください。（システム改修が必要な場合がございます）

担当：群馬県 国保医療課 保険・福祉医療係 佐藤・吉池  
tel:027-226-2677 mail:fukushi-iryu@pref.gunma.lg.jp

裏面（参考）

## 現状とR8年度以降の福祉医療費の請求方法の違いについて（参考）

主保険	制度区分	請求先（現状）	請求先（R8年度以降）
社保	福祉医療	国保連（連記式）	支払基金（併用レセ）
	主保険分	支払基金（併用レセ）	
国保	福祉医療	国保連（併用レセ）	国保連（併用レセ）
	主保険分		